

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

ケアレックス株式会社

1. 「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善についてこれまで取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員／福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月消費税引き上げに伴う報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この加算取得のためには、下記 3 点の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
- (2) 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- (3) 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

2. 「見える化」要件とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記算定要件についての具体的な取り組み内容を「見える化」＝「情報公開制度や法人ホームページを活用するなどして、外部から見える形で公開すること」が求められます。

3. 職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、当社の特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容は次のとおりです。

◆介護職員等特定処遇改善加算取得状況

事業所	加算
スターク訪問介護ステーション伏見	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
スターク訪問介護ステーション枚方	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

◆職場環境等要件

区分	職場環境要件項目	当社の取組
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	経営理念を社内掲示し、方針・施策については新任研修や変更等の機会等にて随時説明している
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	受講料や受験料等の費用に対する一部費用負担を行っており、社内独自のマネジメント等各種研修を行っている
両立支援・多様な働き方の促進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	出産・育児休暇や介護休暇等の休業制度を整備しており、内容を速やかに確認できる環境を整備している
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	希望に応じた勤務形態を導入しており、年1回の正社員登用制度を設けている
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	各種休業制度・当該制度を環境を整備している
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	健康診断の全額費用負担を行っており、ストレスチェック実施を必須としている
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故・トラブル等のマニュアルを整備し、速やかに確認できる環境を整備している
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	タブレット端末を支給し、記録等の業務量の縮減に取り組んでいる
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	各種手順書等を整備しており、情報共有についてはタブレット端末やスマートフォンを活用している
やりがい・働き方の醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	定期的にミーティングを開催し、全員が参加できるように促している